

○北海道防衛局における会計監査に関する達

北海道防衛局達第18号

改正 平成27年3月27日 北海道防衛局達第7号

改正 平成30年11月29日 北海道防衛局達第18号

改正 令和2年12月21日 北海道防衛局達第9号

防衛省の会計監査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第40号)第28条の規定に基づき、北海道防衛局における会計監査に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局における会計監査に関する達

(目的)

第1条 この達は、防衛省の会計監査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第40号。以下「訓令」という。)第27条の規定に基づき、北海道防衛局(帯広防衛支局及び千歳防衛事務所を含む。以下同じ)における会計監査(以下「監査」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

(通則)

第2条 北海道防衛局における監査については、訓令及びその他法令等で特別の定めがあるもののほか、この達に定めるところによる。

(監査官)

第3条 訓令第4条第2項に規定する職員(以下「監査官」という。)は、北海道防衛局会計監査官をもって充てる。

2 北海道防衛局長(以下「局長」という。)は、必要があると認める場合には、前項以外の職員を監査官に任命することができる。この場合北海道防衛局に所属する係長以上の職にある者から、

別記様式第1号を交付することにより任命するものとする。

(監査実施計画)

第4条 局長は、訓令第12条の規定に基づき作成した、監査計画書をもって、監査官に監査の実施について指示するものとする。

(書面監査)

第5条 訓令第9条に定める書面検査は、次の各号に掲げる書類について行う。

(1) 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)により会計検査院に提出する計算書及び証拠書類等

(2) 前号のほか、局長が必要と認める書類

(実地監査)

第6条 実地監査は、局長が定める監査計画書に基づき、北海道防衛局、帯広防衛支局及び千歳防衛事務所において実施する。

(実地監査の報告)

第7条 監査官は、実地監査終了後速やかに別記様式第2号に定める実地監査報告書を作成し、局長に報告するものとする。

(会計検査等の事務)

第8条 北海道防衛局において、会計検査又は内部部局の職員が行う会計監査についての統括業務及び連絡調整に関する事務は、北海道防衛局会計監査官が行うものとする。

2 局長は、必要があると認めるときは、北海道防衛局総務部会計課、帯広防衛支局総務課に所属する職員及びその他必要な職員を会計監査官の補助者として別記様式第3号を交付することにより指定し、前項に定める事務を行わせることができる。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日北海道防衛局達第7号)

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月29日北海道防衛局達第18号)

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(令和2年12月21日北海道防衛局達第9号)

この達は、令和3年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

監査官任命書

北海道防衛局における会計監査に関する達（平成19年北海道防衛局達第18号）第3条に規定する監査官に任命する。

- 1 監査の内容：
- 2 被監査機関：
- 3 任命期間：

所属・官職：

氏 名：

年 月 日

任命者

北海道防衛局長

（ 氏 名 ）

年 月 日

実地監査報告書

1 被監査機関名

2 監査実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 監査の種類

4 監査官の所属官職氏名

所属
官職
氏名

5 監査結果

監査事項	意見又は改善指導の内容等

別記様式第3号（第8条関係）

会計監査官補助者指定書

北海道防衛局における会計監査に関する達（平成19年北海道防衛局達第18号）第8条第2項に規定する会計検査官の補助者に指定する。

- 1 指定期間： 年 月 日から 年 月 日までの間
- 2 補助事務の範囲： 北海道防衛局における会計検査（又は内部部局の職員が行う会計監査）についての統括業務及び連絡調整に関する事務

所属・官職：

氏 名：

年 月 日

任命者

北海道防衛局長

（ 氏 名 ）